

訪問介護事業所かみの 運営規定

(事業の目的)

第 1 条

株式会社あります家が開設する訪問介護事業所かみの（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護または鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業、肝付町介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または鹿屋市(肝付町)総合事業にあっては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護または総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

第 2 条 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(総合事業の運営方針)

第 3 条 総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

第 3 条 2 総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、介護支援専門員へ報告を行い、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

第 3 条 3 総合事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 : 訪問介護事業所かみの

所在地 : 鹿児島県鹿屋市吾平町麓1621番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

◎管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

◎サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

◎訪問介護員等 常勤換算 2. 5名以上(サービス提供責任者を含む)

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

◎営業日

月曜日から金曜日 ※12月31日から1月3日までを除く。

◎営業時間

午前9時から午後3時30分までとする。

※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

◎サービス提供時間

年中無休、午前7時から午後8時までの間で行う。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第 7 条 指定訪問介護等の提供方法及び内容は下記のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合者証に準ずる額とする。

◎身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助

◎生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取

第 7 条 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

◎通常の実施地域を越える場合 1kmにつき 100円

第 7 条 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(指定訪問介護の通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、鹿屋市、肝付町、錦江町、東串良町とする。

(総合事業の通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、鹿屋市、肝付町とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者に病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡する等の措置を講じる。

第 10 条 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(訪問介護計画の作成・変更)

第 12 条 事業者は利用者に関わる居宅サービス計画(ケアプラン又は介護予防ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問介護計画を作成する。

- 2 事業者は利用者に関わる居宅サービス計画が作成されていない場合に事業者は利用者に対して居宅介護支援事業者の紹介を行い居宅介護サービス計画作成のための必要な支援を行うものとする。
- 3 事業者は訪問介護計画について、利用者及びその家族に対して説明を行い、同意を得たうえで決定し、交付する。
- 4 事業者は、利用者に関わる居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族の要請に応じて、訪問介護計画について変更が必要かどうかを調査し、その結果、訪問介護計画の変更が必要であると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、訪問介護計画を変更するものとする。
- 5 事業者は、訪問介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとする。

(サービス提供責任者の業務)

第 13 条 当事業所のサービス提供責任者は、指定訪問介護等の利用申し込みに関わる調整や、利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握するものとする。

- 2 当事業所のサービス提供責任者は、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者との連携を図るものとする。
- 3 当事業所のサービス提供責任者は、事業所の状況や実施体制に応じて柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めるものとする。

(秘密保持)

- 第 14 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 サービス担当者会議等において利用者の情報を用いる場合は、利用者又は家族に別紙個人情報に関する同意書にて同意を得るものとする。

(相談・苦情対応)

- 第 15 条 当事業所は利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- ◎ 前項の苦情内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生時の対応)

- 第 16 条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第 16 条 介護サービスの提供に必要な場合もしくは、ほかの事業所への情報提供に利用者の個人情報を利用する場合は、その取り扱いには細心の注意を払い、またその利用者に関しては、必要最低限の範囲内の利用にとどめるよう配慮する。
- 2 サービスの提供にかかる業務において利用者の個人情報を利用する場合は利用者又は家族の同意を文書により得るものとする。

(記録の整備)

- 第 17 条 事業者は次の各号に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- ◎ 訪問介護計画
- ◎ 提供した具体的なサービス内容等の記録
- ◎ 市町村への通知に関する記録
- ◎ 苦情の内容等の記録
- ◎ 事故の状況及び事故に際してとった処遇の記録

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- ◎ 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ◎ 繼続研修 年4回程度

第 19 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社あリません家と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 付則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は、平成29年7月1日から施行する。
- 付則 この規定は、平成29年11月1日から施行する。
- 付則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は、令和元年5月1日から施行する。
- 付則 この規定は、令和2年2月1日から施行する。
- 付則 この規定は、令和2年5月1日から施行する。
- 付則 この規定は、令和6年3月1日から施行する。